

平成26年1月から

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度を開始します

■制度の概要

住民票の写し等を第三者に交付した場合に事前に登録した者に対し、その事実を通知することにより、不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図るものです。

この制度の利用は、希望者に限るため、事前に登録が必要です。

■登録できる人

- 本市の住民基本台帳に記載されている人（住民基本台帳から除かれた人を含む。）
- 本市の戸籍に記載されている人（戸籍から除かれた人を含む。）

■登録手続き

この制度の利用を希望する方は、本人確認書類（運転免許証・住民基本台帳カード・パスポート等）を持参のうえ市民課の窓口（国分寺窓口・石橋窓口・南河内窓口）で登録の手続きをしてください。

■問い合わせ先

市民課 ☎(40) 55556

■日常生活圏域ニーズ調査を実施します

市では、平成27年度を初年度とする高齢者保健福祉計画の策定に向けた準備を進めています。

地域の潜在的なニーズを把握するため、ニーズ調査を実施しますので、ご協力をお願いいたします。

■調査対象及び方法

本市にお住まいの65歳以上の方を無作為に1,000名抽出し、郵送によるアンケート調査を実施します。

回答内容をもとに生活上の留意点などを示すアドバイスをお返します。記名式の調査となります。

■調査時期

12月上旬頃、調査票を郵送します。

■調査内容

生活状況、日常生活、健康、社会参加などについて伺います。

■問い合わせ先

高齢福祉課（きらら館内） ☎(52) 11115

■下野市地産地消応援団になりませんか？

「下野市地産地消応援団」とは、下野市で生産された農畜産物や加工品を積極的に販売・提供して、PRしていただきます。

現在47事業所が認定されています。ぜひ、皆さんも応援団になってください。

■どんなひとが応援団になれるの？

下野市産農畜産物を販売・提供する店舗や給食を提供したり、定期的にPRする事業所や個人の方です。

- ①店舗等 食料品店、飲食店、宿泊施設、食品加工業など
- ②地産地消関連団体 農産物直売所、農村レストラン、干瓢商店など
- ③一般事業所 企業、学校、公共施設、観光施設など
- ④医療・福祉施設等 病院、社会福祉施設、児童福祉施設など
- ⑤その他 工芸品（ワラ細工、ふくべ細工など）の製作など

■経費 無料

■平成25年度第2期募集締め切り 1月31日

（年3回、募集を行います）

■認定期間

辞退の申し出をするまで継続します。

■申込用紙

農政課（南河内図書館2階）窓口、市ホームページからダウンロードできます。

■採用要件

- 普通自動車免許をお持ちの方（配達業務があります）
- 年齢65歳ぐらまでの方
- 明るく、健康な方

■問い合わせ先

●南河内農産物加工センター ☎(48) 25111

（代表 横島 真澄）

●農政課 ☎(48) 2143

下野市地産地消推進協議会事務局（農政課）

☎(48) 2143

